

## 1 制度全般について

### 問1-1 本事業を実施する目的は何か。

答

- ・ 本事業は、県内宿泊施設の観光振興に資するポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組みや新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を支援するため、マイクロツーリズム、ワーケーションやユニバーサルツーリズム等に対応したコンテンツの開発や施設改修等の前向き投資、及び感染症の感染拡大防止に必要となる設備等を導入する経費に対して支援するものです。

### 問1-2 どこへ申請すればいいのか。

答

- ・ 県庁観光文化スポーツ部観光復活戦略課又は各総合支庁産業経済部地域産業経済課観光振興室へ申請してください。なお、申請先は法人や個人事業主の住所地ではなく、宿泊施設の所在地の受付窓口となりますので、ご注意ください。

#### 【受付窓口（宿泊施設所在地）】

村山地域（山形市）・・・県庁 観光文化スポーツ部 観光復活戦略課

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

TEL：023-630-2373

村山地域（山形市以外）・・・村山総合支庁 産業経済部 地域産業経済課 観光振興室

〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68

TEL：023-621-8446

最上地域・・・最上総合支庁 産業経済部 地域産業経済課 観光振興室

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034

TEL：0233-29-1311

置賜地域・・・置賜総合支庁 産業経済部 地域産業経済課 観光振興室

〒992-0012 米沢市金池 7-1-50

TEL：0238-26-6046

庄内地域・・・庄内総合支庁 産業経済部 地域産業経済課 観光振興室

〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

TEL：0235-66-5493

### 問1-3 どこに問い合わせるとよいか。

答

- ・ 問1-2に記載の申請先にお問い合わせください。  
受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）

**問 1-4 申請すれば必ず補助金をもらえるのか。**

答

- ・ 交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付、又は不交付の決定を行います。  
県から交付決定を行った後に、実績報告をいただき、県の担当者が完了検査を行います。完了検査後に補助金額を確定し、補助金を交付します。
- ・ なお、予算は十分用意しておりますが、予算の状況によっては締切を待たずに受付を終了する場合がありますので、早めに申請いただくことをお勧めします。

**問 1-5 申請してからどのような流れで交付されるのか。**

答

- ① 申請書類に不備がなく内容が承認された場合は、2～3週間程度で県から申請者に交付決定の通知をします。
- ② 補助事業を実施していただき、完了した場合、実績報告書等を県に提出していただきます。  
(既に事業が終了している場合は、交付決定通知を受け取った後、速やかに実績報告書等を提出してください。)
- ③ 県で実績報告書等を確認した後、完了検査を行い、今回の事業で行った施設の改修や設置した機器等の確認を行います。
- ④ 確認のうえ問題がなければ、補助金額を確定し、通知いたします。  
補助金額の確定後、2～3週間程度で指定の口座へお支払いする予定です。  
なお、申請の混雑状況により多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

**問 1-6 山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）と何が違うのか。**

答

- ・ 「山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」は、旅館業法の営業許可を受けた中小企業・小規模事業者、又は個人事業主であり、かつ「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得のための施設確認において、県から助言を受けた事項を改善し、認証取得するために新たに導入した設備投資等に要する経費について、補助金を活用できるものです。（詳細は県HPの「令和3年度山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」をご覧ください。）

[https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/corona\\_ninnsyou.html](https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/corona_ninnsyou.html)

- ・ なお、「山形県新型コロナ対策認証制度」では、宿泊施設内の飲食を提供する箇所及びその関連箇所（会食会場、宴会場、厨房、飲食部門周辺のトイレ、更衣室、休憩室等）を確認いたします。
- ・ それに対し、本事業は、旅館業法の営業許可を受けた宿泊事業者が対象であり、令和2年5月14日以降に購入又は契約の発注を行った備品や投資に要する経費について補助対象としております。

**問 1-7 山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）の補助対象経費は、山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金の対象となるのか。**

答

- ・ 「山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」の補助対象事業・経費については対象となりません。
- ・ 宿泊施設内において、厨房や宴会場といった飲食を提供する箇所及びその関連箇所での認証制度の助

言を受けた事項については「山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」、客室や大浴場の機器購入については「山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金」をそれぞれ活用することは可能です。

問 1－8 「山形県新型コロナ対策認証制度」の施設確認を受ける前に、感染防止対策として会食会場に空気清浄機を導入したが、補助の対象となるのか。

答

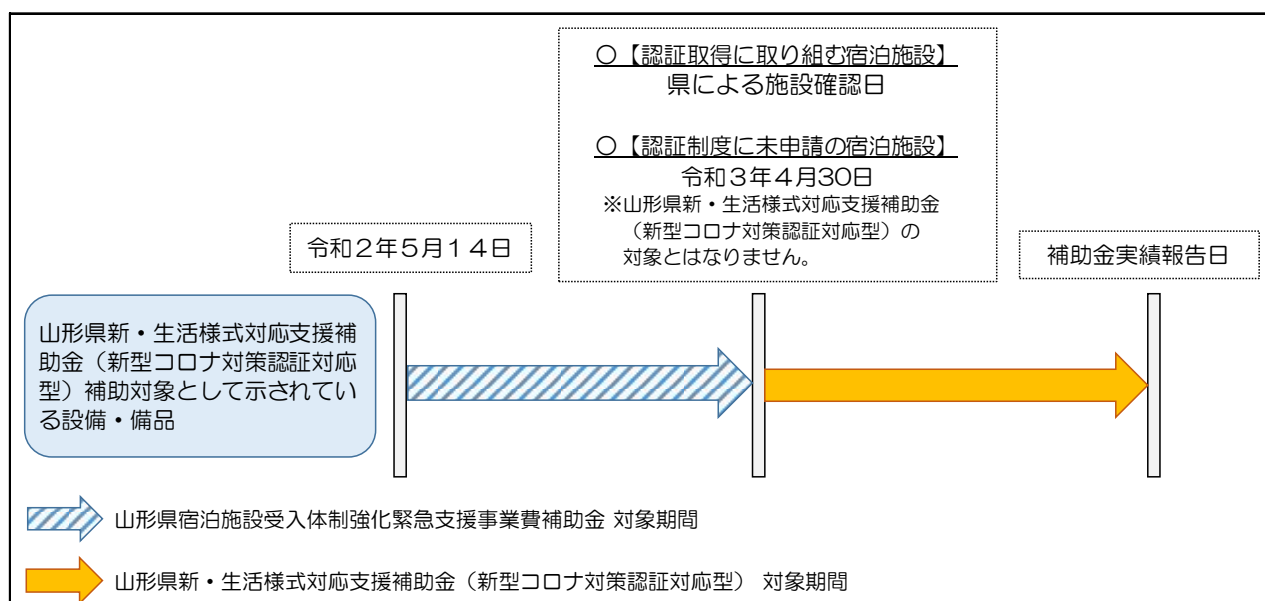
- 「山形県新型コロナ対策認証制度」の施設確認前に購入したものであれば、対象となります。なお、対象経費の考え方については、以下のとおりです。

【山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）補助対象として示されている設備・備品※1】

	山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金	山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）
令和2年5月14日から認証制度の施設確認日より前までに購入したもの※2	○	×
認証制度の施設確認日以降に購入したもの※2	×	○

※1 飲食を提供する箇所及びその関連箇所（会食会場、宴会場、厨房、飲食部門周辺のトイレ、更衣室、休憩室等）で使用するもののみ。（客室や大浴場など飲食部門以外の場所については、山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金の対象となります。）

※2 認証取得に取得済み又は取得に向けて取り組んでいる宿泊施設の場合です。認証制度に未申請の宿泊施設については、令和2年5月14日から令和3年4月29日までに購入したものが山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金の対象となります。（令和3年4月30日以降に購入した分はいずれの補助金も対象外となります。）



問 1-9 飲食部門の従業員が使うためのマスク及び消毒液を購入したいが、補助対象となるのか。

答

- ・ 補助対象となります。

「山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」の補助対象事業は「認証取得に向けて、より適正な感染防止対策を講じる事業」となっていますが、これは飲食できる環境を整備するための設備投資や備品購入を想定しているものであり、マスクや消毒液といったいわゆる必需品については想定していないため、必需品については飲食部門で使用するものも対象となります。

問 1-10 「山形県新型コロナ対策認証制度」の施設確認において、指摘事項とならなかったが、感染防止対策を強化するため、飲食部門に換気設備の導入及び抗菌カーテンの設置を行いたいと考えている。この経費は補助対象となるか。

答

- ・ 「山形県新型コロナ対策認証制度」の指摘事項とならなかったものでも、飲食部門における「山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」の交付の対象となる設備投資や機器購入を行う事業については補助対象外となりますので、換気設備の導入及び抗菌カーテンの設置については補助対象外となります。

問 1-11 施設全体で空気清浄機を5台購入した。うち2台は「山形県新型コロナ対策認証制度」で指摘を受けている宴会場に設置、残り3台は「山形県新型コロナ対策認証制度」の確認対象となっていない会議室に設置する予定である。宴会場に設置する2台は「山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」を活用、会議室に設置する3台は当補助金を活用するという事は可能か。

答

- ・ 可能です。今回のように同じ機器であっても、「山形県新型コロナ対策認証制度」で指摘を受けた箇所は「山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」を活用し、確認対象でない箇所は当補助金を活用するという事は可能です。

## 2 補助要件（補助対象者、補助対象経費等）について

問 2-1 宿泊施設の定義はなにか。民泊等は対象となるのか。

答

- ・ 旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設が対象となります。

したがって、上記に該当する宿泊施設は対象となりますが、住宅宿泊事業法で規定されている民泊については対象外となります。

問 2-2 法人又は個人事業主の住所が県外にある場合でも補助対象となるのか。

答

- ・ 経営する宿泊施設が県内にある場合は補助対象となります。

問 2-3 複数の宿泊施設を経営しているが、施設ごとに補助金の対象となるか。

答

- ・ 宿泊施設ごとに対象となります。その場合、申請は宿泊施設ごとに提出していただくこととなり、複数の宿泊施設分を1つの申請書で提出することはできません。

問 2-4 1 宿泊施設の考え方について、旅館業法の許可単位として考えるのか。例えば、本館と新館が別に許可を取っている場合は、2施設と考えてよいか。

答

- ・ 旅館業法の許可単位で1 宿泊施設と考えますので、許可が2つあれば、2施設と考えます。

問 2-5 1つの宿泊施設において補助対象事業が複数あった場合は事業ごとに補助してもらえるのか。

答

- ・ 補助対象事業が複数ある場合でも、1施設ごとの上限額内で補助します。

問 2-6 宿泊施設のオープン前に行った工事は補助対象となるか。

答

- ・ 令和2年5月14日以降で、旅館業法の規定による許可日以降の工事であれば補助対象、許可日より前の工事であれば、補助対象外となります。

問 2-7 指定管理施設は対象となるのか。

答

- ・ 地方公共団体以外が指定管理者となり、指定管理者が旅館業法で営業許可を受けている場合は対象となります。補助対象経費については、包括協定等に基づき、所有者と指定管理者で調整のうえ、申請ください。

問 2-8 県や市町村が直接、管理している施設は対象となるのか。

答

- ・ 対象となりません。

問 2-9 他の補助金を受給していても対象となるのか。

答

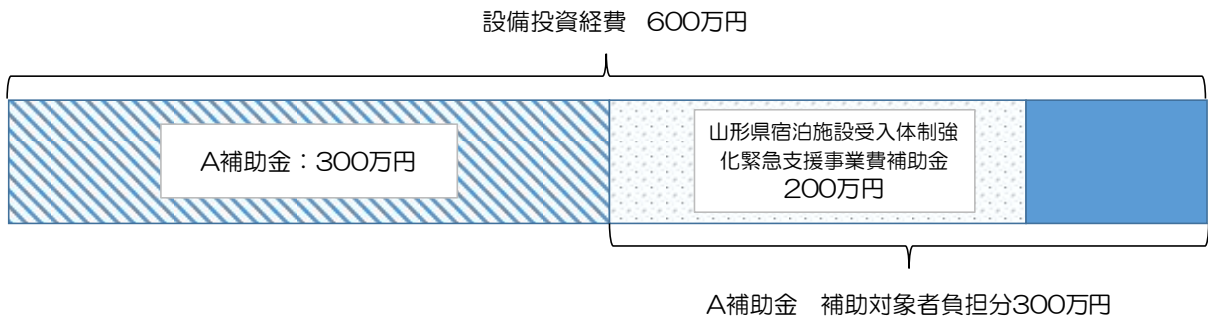
- ・ 山形県及び山形県内の市町村の補助事業（間接補助：県及び県内市町村の予算を活用している団体等の補助事業を含む。）で補助を受けている物品等についても、交付要綱第3条の要件を満たしているものであれば、補助対象者負担分（既に山形県及び山形県内の市町村から補助を受けた分を除く。）が対象となります。

ただし、国庫補助金（交付金を除く。）を財源としている補助事業及び要綱で他補助事業と併用不可となっている補助事業は対象となりませんのでご注意ください。

申請を検討している補助事業が対象となるかご不明な場合は、お問合せください。

【他補助金の補助事業者負担分を申請する場合の補助金額の例】

◎ワーケーションスペース設置のため、600万円の設備投資を実施し、令和3年1月に補助率1/2、上限300万円の「A補助金」を受けたもの。  
※客室数35室、山形県新型コロナ対策認証取得済み



⇒上記の場合、山形県宿泊施設受入体制強化緊急支援事業費補助金の補助金額は、300万円（A補助金 補助対象者負担分：600万円×1/2）×2/3（補助率）=200万円となる。

問2-10 機器のリース費用も対象となるのか。

答

- ・ 補助対象事業に該当するもので、借用のための見積書や契約書等が確認できるものが対象となります。なお、補助対象期間中（令和4年2月28日まで）に支払いが完了している経費が対象となります。（年払い等で前金払いし、レンタル期間が補助対象期間を超える場合は、按分により、補助対象期間内の経費を積算します。）

問2-11 宿泊施設にあるお土産屋も対象となるのか。

答

- ・ 宿泊施設の敷地内であれば、対象となります。

問2-12 別表2の(1)に「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を取得済み、又は取得に向けて取り組んでいる施設とあるが、取得に向けて取り組んでいることはどのように証明するのか。

答

- ・ 交付申請の際に、山形県新型コロナ対策認証マーク交付文書（写）又は認証申請書（写）を提出していただきます。  
交付申請の際に申請書を提出いただいた場合は、実績報告の際に、認証マーク交付文書（写）又は指摘事項確認票（写）を提出していただきます。

問2-13 別表2「(2)上記(1)以外の宿泊施設」に該当するのはどのような施設か。

答

- ・ 「山形県新型コロナ対策認証制度」の対象とならない宿泊施設や、認証取得に取り組まない宿泊施設が該当します。その場合の補助率は1/2となります。
- ・ 「山形県新型コロナ対策認証制度」の詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://yamagata-ninsho.jp/>



問 2-14 補助対象経費について具体的に教えて欲しい。

答

- 補助対象経費の具体的な例は以下のとおりです。

＜ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組に要する経費＞

補助対象経費	経費例
○ワーケーションに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークスペースの整備・改修費用 (床のフローリング化、机・イスの設置、パソコンの設置、テレビ会議設備、壁の改修等)</li> <li>インターネット及び無線 LAN 設備の新設・更新費用</li> <li>電源の整備費用</li> <li>キッズスペースの整備費用</li> </ul> など
○マイクロツーリズムに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい宿泊プランの開発にかかる HP の改修、チラシ作成などの広報経費</li> <li>新メニュー開発にかかる材料費、厨房機器の購入費</li> <li>新商品開発にかかるコンサルティング委託費</li> <li>家族、小グループに対応した客室内の貸切風呂の整備費用</li> <li>新生活様式に対応した新たな娯楽設備の設置費用</li> <li>屋外での食事等、新たなサービスを提供するための改修・備品購入費用</li> </ul> など
○ユニバーサルツーリズムに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設のバリアフリー化（客室、浴室、食堂、トイレ等）に要する費用 (手すり、スロープ、多目的トイレ、貸出用車いす、駐車場の身障者スペースの整備費用等)</li> <li>おむつ交換・授乳室の整備など乳幼児の受入体制の整備に要する費用</li> </ul> など
○食事スペースの改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>部屋食を実施するための追加改修費用</li> </ul> など ※「山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」の補助対象事業は対象外です。
○非接触型システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>非接触の自動チェックインシステム、それに係るキーレスシステム等の整備費用</li> <li>非接触の自動チェックアウトシステム・タブレットやアプリ等を活用したオーダーシステムの整備費用</li> <li>タッチレス自動水栓センサー設置工事費用</li> <li>センサーダスト BOX 購入・設置費用</li> <li>非現金化の決済システムの導入費用</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動開閉・洗浄トイレの設置費用</li> <li>・自動ドアの設置費用</li> <li>・人感センサー付き照明・換気扇の設置費用</li> </ul> など
--	---

⇒新たな需要につながり、感染防止対策や新・生活様式に関連していると判断される取組みであれば対象となります。なお、施設の修繕や原状回復等は対象となりません。対象になるかどうか判断に迷う際は、お問合せください。

＜「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の購入（リース）に要する経費＞

補助対象経費	経費例
設備・機器	【検温関係】サーモグラフィ、体温計 【飛沫対策関係】パーテーション、遮蔽用アクリル板、ベルトパーテーション、カラーコーン、整列位置表示、受け渡しBOX（宅配含む）、フタ付リネンカート 【消毒関係】アルコール噴霧器、消毒液ボトル設置台、殺菌消毒剤生成器、業務用便座除菌クリーナー、殺菌・滅菌機器（スリッパ・食器等）、抗菌備品（抗菌布団、抗菌カーテン、抗菌畳、抗菌建具など、抗菌仕様として販売されている製品に限る。） 【換気・空気清浄関係】空気清浄機、空間除菌脱臭機、オゾン発生器、イオン発生機、除菌脱臭機、CO2濃度測定器、加湿器、扇風機、サーキュレーター など
必需品等	【飛沫対策関係】マスク、フェイスシールド、マウスガード、マスクケース 【消毒関係】消毒液、除菌・抗菌スプレー、除菌ウェットティッシュ、ハンドソープ、備品の抗菌加工費用 【その他】ビニール手袋、遮蔽用ビニール、使い捨て食器類、ペーパータオル、使い捨てスリッパ、 感染防止対策ポスター、掲示物作成費用、専門家による感染症防止策に係る検証等費用（交通費、報償費、講演料） など

⇒老朽化等による交換・改修については対象となりません。対象になるかどうか判断に迷う際は、お問合せください。

**問2-15 無線LANの整備やHPの改修について、その後の維持管理費は対象となるのか。**

答

- ・ 補助対象経費は設備や機器の導入経費であり、その後のHP管理費やネットワーク使用料等、いわゆるランニングコストについては補助対象外となります。



問 2-16 ワーケーションに対応した新商品開発業務のみに従事など、補助対象事業のみ従事した従業員の人件費は対象となるのか。

答

- ・ 常用雇用者に係る人件費については、経常経費との切り分けが困難であることから、原則として対象外です。しかし、適正な方法により経常経費と人件費の切り分けが可能である場合は、対象となります。人件費の補助を希望される際は、事前にご相談ください。

問 2-17 補助対象経費の中の、「(2) に該当すると知事が認めるもの。」とは、どのように解釈すると良いか。

答

- ・ (2) 内の項目は一例であり、(2) の趣旨に合致するものであれば、幅広く対象となります。申請の際は、補助事業計画書に具体的な設備、機器等の名称を記載してください。また、対象になるかどうか判断に迷う際は、お問合せください。

問 2-18 補助対象となるのは本体費用のみか。それとも取り付け費用や施工費も対象となるのか。

答

- ・ 取り付け費用や施工費も対象となります。

問 2-19 設備投資や機器購入の費用は、どのように積算すると良いか。

答

- ・ これから行う設備投資や機器購入については、なるべく複数者に見積りを依頼する等して安価な金額での積算をお願いします。  
(既に実施済みの設備投資・機器購入については、実績額をご報告ください。)

問 2-20 補助対象経費に消費税は含めてもいいか。

答

- ・ 課税事業者については、消費税は補助対象外です。(補助対象経費には含めません。)  
なお、領収書等に消費税込みの金額しか記載されていない場合は、消費税相当額を差引いた金額を申請してください。
- ・ 免税事業者については、ご相談ください。

問 2-21 補助対象経費の支払いにポイントを充てた場合、そのポイント分は補助対象となるのか。

答

- ・ ポイント分については補助対象となりません。ポイントを使った分を差引いた金額が補助対象経費となります。

問 2-22 補助対象経費に振込手数料、代引手数料や通販における送料は含めてもいいか。

答

- ・ 請求書の金額に基づき支払ったものが対象となるため、手数料は補助対象外です。(補助対象経費には含めません。)

- ・ 通販で購入した場合の送料については対象となりますが、商品の代金に送料を加算しても、市販よりも安価である必要があります。

問 2-23 補助対象経費を遡及適用することができる趣旨は何か。

答

- ・ 各宿泊施設がガイドラインに従い、自らの負担で厳しい感染症対策を取っていただいていることから、遡りを認め、幅広く支援することを目的としています。

問 2-24 遡及適用日を令和 2 年 5 月 14 日としているのはなぜか。

答

- ・ 令和 2 年 5 月 14 日付けで公表された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を踏まえ、先行的に感染症対策を実施してきた宿泊事業者が多数存在するためです。

問 2-25 令和 2 年 5 月 14 日より前の発注により、納品・支出が令和 2 年 5 月 14 日以降となった場合も対象となるのか。

答

- ・ 令和 2 年 5 月 14 日付けで公表された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に準拠した措置に対し、遡及適用を認めるため、「令和 2 年 5 月 14 日以降の発注」が対象となります。したがって、「令和 2 年 5 月 14 日より前の発注により納品・支出が令和 2 年 5 月 14 日以降となった場合」は対象外となります。

問 2-26 交付申請書の提出期限が令和 3 年 12 月 10 日とあるが、令和 3 年 12 月 10 日までに発注を行っていれば、納品及び支払いが完了していない場合も対象となるのか。

答

- ・ 対象となりますが、実績報告の最終期限が令和 4 年 2 月 28 日となっていますので、2 月 28 日まで納品及び支払いが完了し、実績報告にかかる書類を提出していただく必要があります。

問 2-27 当事業について翌年度に繰越しとなる場合はあるのか。

答

- ・ 繰越しになりませんので、問 2-26 のとおり、令和 4 年 2 月 28 日まで実績報告をお願いします。

### 3 提出書類について

問 3-1 申請書等に押印する印鑑は、代表者印でなく会社印でもよいか。

答

- ・ 代表者印としてください。

問 3-2 別記様式第 3 号の申請要件等確認書で申請書類として補助対象経費に係る見積書や契約書の提出が求められているが、既に完了したものは領収書でも良いか。

答

- ・ 領収書でも構いません。交付申請の段階で領収書を提出いただいた補助対象経費については、実績報告の際は「補助対象事業に係る支払いを確認できる書類」の提出は不要です。

**問 3-3 支払いを確認できる書類はレシートでもいいか。**

答

- ・ 誰が、いつ購入したものがわかるよう、原則として宛名と購入日のある領収書等（写し可）を提出してください。しかし、領収書等がない場合は、レシート、インターネットバンキングの利用履歴など、第三者が作成した購入金額、購入内容がわかるものであれば可とします。

**問 3-4 クレジットカードで支払った場合も対象となるのか。**

答

- ・ クレジットカードの支払明細書等により、補助対象の購入、支払い実績が確認できる場合は対象となります。

**問 3-5 支払いを確認できる書類に補助対象とならない経費が混ざっているが、その場合はどうすればよいか。**

答

- ・ 補助対象となる箇所に印をつける等、他の経費と区別していただく必要があります。

**問 3-6 領収書の宛名が会社名（宿泊施設名）ではなく、個人名で記載されてしまったのだが、対象として良いか。**

答

- ・ 原則として、申請者と領収書の宛名は同一としますが、宿泊施設で使用していること等が明確に分かる根拠資料があれば、対象となる場合があります。

**問 3-7 各書類の提出期限は必着か。**

答

- ・ 各受付窓口まで必着となります。

**問 3-8 交付申請書の提出期限を2回に分けているのはなぜか。**

答

- ・ 当補助事業は予算の範囲内で実施するものであり、予算管理の関係から2回に分けて期限を設定しています。予算がなくなり次第、終了となりますので、早めに申請いただくことをお勧めします。

**問 3-9 交付申請書の提出について、第2期の期限である令和3年12月10日を超過しても申請は可能か。**

答

- ・ 原則として令和3年12月10日まで交付申請していただく必要がありますが、期限後に開館した施設に当補助事業を活用する場合等、特段の事情がございましたら、ご相談ください。

問3-10 交付決定の通知を受領して以降、工事の費用が10%程度、増額となることがわかった。  
この場合、変更申請の手続きは必要となるのか。

答

- 交付決定の金額から増額となる際は、増額の割合に関わらず変更申請の手続きが必要となりますので、変更承認申請書（別記様式第6号）及び補助事業変更計画書（別記様式第7号）をご提出ください。
- 交付決定の金額から減額となる場合、事業費全体の20%以下の減額については、変更申請の手続きは不要となりますので、実績報告の際にご報告ください。

問3-11 「山形県新型コロナ対策認証」を取得している、又は取得に向け取り組んでいる場合、実績報告の際に山形県新型コロナ対策認証マーク交付文書（写）または指摘事項確認票（写）の提出が必要であるが、認証の申請後に施設確認が完了しないため、書類を提出できない。  
どのように対応すれば良いか。

答

- 原則として、実績報告の際は山形県新型コロナ対策認証マーク交付文書（写）又は指摘事項確認票（写）の提出が必要となりますが、令和4年2月28日の期限に間に合わなくなる等、特段の事情がございましたら、ご相談ください。

問3-12 「山形県新型コロナ対策認証制度」を電子申請したため、申請書が手元にないが、どのように対応すれば良いか。また、認証取得後の山形県新型コロナ対策認証マーク交付文書を紛失してしまったが、どのようにすれば良いか。

答

- 認証取得が完了しておらず、申請書がお手元にない場合は、「申請者住所・氏名（押印不要）」、「宿泊施設名」、「認証制度の申請日」を記載した書類（任意様式）を提出してください。
- 認証取得後、山形県新型コロナ対策認証マーク交付文書を紛失された場合は、「山形県新型コロナ対策認証制度」のホームページから認証取得済みであることが確認できるページを印刷して提出してください。

（山形県新型コロナ対策認証制度ホームページ <https://yamagata-ninsho.jp/>）

問3-13 別記様式第10号の実績報告書にある「2 事業実施期間」とは何を記載すれば良いか。

答

- 始期については、補助対象経費の中で、最も早い購入日や発注日等を記載ください。  
（この事業は令和2年5月14日以降に購入又は契約の発注を行ったものが対象となりますので、それより前のものについては対象となりません。）
- 終期については、補助対象経費の中で、最も遅い支払日を記載してください。

問3-14 別記様式第10号の実績報告書にある添付書類にある「補助対象事業を実施したことが確認できる書類（設備、機器等の写真）」とは、全ての購入品に対して必要か。

答

- ・ 設備や機器に関するものだけで構いません。マスクやフェイスシールド等の消耗品については不要です。

問 3-15 インターネット銀行を振込口座にしたい場合、通帳の写しはどうすればいいか。

答

- ・ 次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。  
※ 必要な情報：金融機関・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（漢字・カナ）

問 3-16 補助金の受領後に補助事業で購入した器具を廃棄することになった場合、どのような手続きが必要か。

答

- ・ 一定期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間）内に取得価格が 1 件 50 万円以上の機械や器具を処分する場合には、財産処分承認申請書（別記様式第 17 号）の提出が必要となります。

## 4 その他

問 4-1 補助金は、所得税や法人税の課税対象となるのか。

答

- ・ 補助金は法人税・所得税の課税対象となります。収入計上時期については、原則として、交付決定の日が属する事業年度となります。

問 4-2 補助金の概算払は可能か。

答

- ・ 原則精算払ですが、設備投資や機器購入等、高額になる場合で、手持ち資金で運用することが困難である等、特段の事情がございましたら、ご相談ください。